

◎新潟県告示第1232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり上流部頭首工管理規程を認可した。

平成24年10月12日

新潟県三条地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在地及び名称
三条市荻堀830番地1 下田土地改良区
- 2 認可年月日
平成24年9月27日
- 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項